

## ●デジタル歯科技工技術認定士申請手順について

- 1) 本会が主催する歯科技工作品コンペティションに参加していること
- 2) 記述型筆記試験に合格していること
- 3) デジタル歯科技工技術を用いた症例のケースプレゼンテーションに合格していること

以上の1)～3)の項目ならびに下記条件を満たした会員が技術認定士申請書類の提出・申請料の支払いをし、書類審査に合格すると資格が認定される。

### 技術認定士申請時に必要な条件

技術認定士は、以下の(1)、(2)、(3)に加えて(4)、(5)、(6)のうちいずれか1つを満たさなければならない。

- (1) 日本国歯科技工士の免許を有し、申請時に継続して本会正会員歴3年以上の者。
- (2) 申請時に公益社団法人日本歯科技工士会または一般社団法人日本歯科技工学会の会員資格を有する者。
- (3) 本会が主催する歯科技工作品コンペティションに参加した者。

以上が必須項目

- (4) 本会の学術大会に1回以上参加した者。

※会員管理システム OHASYS より 2021 年以降の参加履歴が確認できます。

- (5) 本会が主催又は共催するセミナー、講演会に1回以上参加した者。
- (6) 本会の学術大会又は学会誌に1回以上発表を行った者。

(1)、(2)、(3)+(4)、(5)、(6)のうちいずれか1つを満たす必要がある

※技術認定士制度第4条第3項に規定されている「デジタル歯科技工技術に功労の著しい会員」を対象にした申請手続きは、上記の申請手順・必要条件が異なりますので、対象者には認定委員会より個別にご案内がございます。